（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 外国為替令別表  又は  輸出貿易管理令別表第一 | | 貨物等省令 | | 解釈通達 |  | 技術／貨物の  仕様（性能） |
| 項 番 | 項 目 | 項 番 | 項 目 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 技術／貨物の該非判定結果　　□ 該当　　□ 非該当 |

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所

については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比

を明らかにすること。

・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう

記載すること。

・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

（記載例）「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 外国為替令別表  又は  輸出貿易管理令別表第一 | | 貨物等省令 | | 解釈通達 |  | 技術／貨物の  仕様（性能） |
| 項 番 | 項 目 | 項 番 | 項 目 |  |  |
| 第4項  （５） | 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるたの装置の使用にかかる技術であって、経済産業省令で定めるもの | 第１６条  第５項 | 外為令別表４の項（５）の経済産業省令で定める技術は原料ガスの熱分解（1,300度以上2,900度以下の範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を機材に定着させるための技術とする。 |  | ・2,000～2,500度の温度範囲  ・15,000～20,000パスカルの絶対圧力  以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を機材に定着させるための技術である。  したがって、該当。 |

|  |
| --- |
| 技術／貨物の該非判定結果　　■ 該当　　□ 非該当 |